

基調講演講師プロフィール

岡部 卓（おかべ たく） （社会福祉学）

首都大学東京大学院 人文科学研究科 社会行動学専攻 教授

1953年生まれ。日本社会事業大学・日本社会事業学校教員を経て、1995年4月東京都立大学助教授、2001年4月より現職。生活問題論、社会保障論、公的扶助論を専攻。貧困・低所得問題を中心として研究・社会的活動を行う。

近年では、「地域福祉計画」（委員・社会保障審議会福祉部会・厚生労働省）、「ホームレスへの市民福祉活動の開発に関する実践研究委員会」（委員長・全国社会福祉協議会）「生活保護行政職員の資質向上に関する検討委員会」（委員長・厚生労働省）「生活保護制度に関する専門委員会」（委員・社会保障審議会社会福祉部会）、「自立支援研究会」（委員・厚生労働省）「生活扶助基準に関する検討会」（委員・厚生労働省）、「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと『新しい公共』に関する研究会」（委員・厚生労働省）、「社会保障審議会生活保護部会」（委員・厚生労働省）等に関わる。また、東京都社会福祉協議会理事等を務める。著書として、『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携・生活保護における社会福祉実践』（単著、全国社会福祉協議会）、『貧困問題とソーシャルワーク』（編著、有斐閣）、『公的扶助論』（編著、ミネルヴァ書房）、『公的扶助論』（編著、全国社会福祉協議会）『公的扶助論』（編著、中央法規）、『生活保護自立支援プログラムの構築－官学連携による個別支援プログラムのPlan・Do・See』（著者代表、ぎょうせい）、『生活保護の相談援助活動 自己点検ワークブック』（共著、中央法規）、『社会保険と公的扶助－社会保障の全体像』（監修、丸善、ビデオ）などがある。

生活困窮者支援に向けた多様な連携について

岡部卓（首都大学東京都市教養学部教授）

< 報告内容 >

はじめに

I 生活困窮者支援とは何か

1 新たな生活困窮者支援対策と生活保護制度の見直し

- (1) 背景
- (2) 経過

2 生活保護法の一部改正

- (1) 就労自立の促進を図る就労自立給付金の創設
- (2) 健康・生活面等に着眼した支援
- (3) 不正・不適正受給対策の強化等
- (4) 医療扶助の適正化

3 生活困窮者自立支援法の成立

- (1) 事業
- (2) 費用

4 生活困窮者自立支援法以外の低所得者対策

- (1) 生活福祉資金貸付制度
- (2) 社会手当制度
- (3) ホームレス対策
- (4) その他

II 生活困窮者支援に向けた多様な連携をどう進めるか

1 連携の必要性和範囲

2 連携を行う上での留意点

3 連携の方式

4 課題

III 今後に向けて

< 報告説明 >

はじめに(省略)

I 生活困窮者支援とは何か

1 新たな生活困窮者支援対策と生活保護制度の見直し

1- (1) 背景

近年の経済・雇用環境を反映し、地域の中で低所得者対策が必要な生活困窮者や貧困対策である生活保護受給者数が増えている。とりわけ、働いているにもかかわらず生活が立ち行かない稼働層(ワーキングプア)や、人口の高齢化に伴う無年金・低年金高齢者層が増加している。また、貧困・低所得者層の中には多様な生活課題を抱えた人たち、具体的には、地域のなかでネットワークをもたない孤立した失業者・高齢者・障害者・ひとり親世帯や貧困の世代間継承(再生産)の問題、DV(ドメスティック・バイオレンス)など多様な生活課題を抱えた人たちの問題が表面化している。

これらの諸問題は、貧困・低所得者問題の予防策として位置づけられている雇用や住宅などの社会保障関連制度や、社会保障・社会福祉諸制度が十分対応できなくなっていることを意味しており、社会手当制度などの低所得者対策や、最後のセーフティネットである生活保護制度の担う役割が大きくなっている。

しかし、低所得者対策については、従来の低所得者対策である児童扶養手当等をはじめとする社会手当に加え、リーマンショックを契機に導入された「第2のセーフティネット(新たなセーフティネット)」(求職者支援制度、住宅手当制度、総合支援資金貸付制度)においても、その対象となる給付・貸付対象者のなかには労働市場への参入が果たせず、最後のセーフティネットである生活保護制度を活用せざるを得ない人たちがいる状況となっている。

また、家族・地域・企業とのつながりが希薄・喪失し、孤立した失業者・高齢者・障害者・ひとり親などの生活困難層がいる問題があり、また、貧困の世代間継承(再生産)防止のさらなる取組みなどが求められるようになってきている。

最後のセーフティネットである生活保護制度においては、近年の経済・雇用環境を反映し、受給者数が増加しています。戦後最低を記録した平成七年度の約八十八万人を境に毎年増加傾向にあり、二〇一一(平成二十三)年度には戦後最多の約二百七万人となり、その後も増加を続けて、二〇一四(平成二十六)年三月現在二百七万人台(概数)に達しています。このような状況と並行して、「生活保護制度が生活再建につながる仕組や体制になっているか」などの課題が出されるようになってきている。

以上のように、家族のネット、雇用のネット、社会保険のネットから

漏れた労働者・生活困窮者の増大や最後のセーフティネットである生活保護の受給者増加などを背景に、生活保護制度の前段階にある「第2のセーフティネット」である低所得者対策の充実強化と国民の信頼に応えられる生活保護制度の大幅な見直しが要請された。 (図1参照)

1- (2) 経過

以上のような状況から、二〇一二(平成二十四)年二月、「社会保障・税一体改革大綱」において「生活支援戦略」が盛り込まれ、生活困窮者対策の充実強化と生活保護制度の見直しが打ち出された。同年四月に、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、生活困窮者対策および生活保護制度の見直しに関する具体的な制度設計について審議が重ねられ、二〇一三(平成二十五)年一月、報告書が取りまとめられた。

その後、政府はこの部会報告を踏まえつつ、同年五月に、今後の生活困窮者対策・生活保護制度の見直しを総合的に取り組むべく、生活困窮者自立法案及び生活保護法の一部改正法案を、国会提出しました。しかし、政局のため一度廃案となったが、同年十月に再提出され、十二月に公布された。(図2参照)

I-2 生活保護法の一部改正 (省略)

I-3 生活困窮者自立支援法の成立

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、その他の事業を行う。その運営実施主体を基礎自治体である福祉事務所設置自治体(自治体直営)で行うほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能としている。また、ここでいう「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

1-3- (1) 事業

生活困窮者に対する自立の支援に関しては、必須事業として、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、任意事業として、①就労準備支援事業、②一時生活支援事業、③家計相談支援事業、④学習支援事業などがあります。また、都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定が行われる。これらの事業は、二〇一五(平成二十七)年四月より実施されることとされている。

<1> 必須事業

① 自立相談支援事業(第4条)一就労その他に自立に関する相談支

援、情報提供、事業利用のための計画の作成などを行う。

- ② 住居確保給付金の支給（第 5 条）— 離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を有期で支給する。

< 2 > 任意事業（第 6 条）

以下の①～④の事業、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行う。

- ① 就労準備支援事業— 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する。
- ② 一時生活支援事業— 住居のない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊所や衣食住の提供等を有期で行う。
- ③ 家計相談支援事業— 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。
- ④ 学習支援事業— 生活困窮家庭の子どもへの支援を行う。

(2) 都道府県知事等による就労支訓練事業の認定（第 10 条）

都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長は、事業者が生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う偉業（いわゆる「中間的就労」）を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることの認定を行う。

(3) 費用

各事業の国の負担割合は、以下のとおりになる（第 9 条）。

- ・ 必須事業— 自立相談支援事業、住宅確保給付金
3/4
- ・ 任意事業— 就労準備支援事業、一時生活支援事業
2/3 以内
- 一家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立支援促進に必要な事業 1/2 以内

以上のように、生活困窮者の増加するなかで、生活困窮者については早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住を確保し、就職を容易にするための給付金を支給するなどの策を講じるため、生活困窮者自立支援法が成立している。また、この法律の施行後 3 年をめぐりとして、施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置のあり方について総合的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を行うものとされている。

※生活困窮者自立支援法の構成

第 1 章	総則（第 1 条～第 3 条）…目的、「生活困窮者」「生活困窮者自立相談支援事業」「生活困窮者住居確保給付金」「生活困窮者就労準備支援事業」「生活困窮者一時生活支援事業」「生活困窮者家計相談支援事業」などの定義
第 2 章	都道府県等による支援の実施（第 4 条～第 9 条）…生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業等の実施、国・都道府県・市等の費用負担等
第 3 章	生活困窮者就労訓練事業の認定（第 10 条）
第 4 章	雑則（第 11 条～第 19 条）
第 5 章	罰則（第 20 条～第 23 条）
	附則

I - 4 生活困窮者自立支援法以外の低所得者対策 <省略>

II 生活困窮者支援に向けた多様な連携をどう進めるか

1 連携の必要性と範囲

(1) 連携をとらえる上で考えなければならない 3 つの観点

一つは、問題。生活問題・課題は、現象的にはそれぞれ個別具体的な事柄として表れてくる。しかし、それはその事柄だけの対応だけにとどまらない。その事柄を生み出している生活構造や全体をとらえ返し、問題・課題の解決を図る必要がある。また生活困窮が進めば生活の困難性は顕著に表れる傾向がある。経済的問題と非経済的問題が連動し生活問題がより多様化・重度化・複合化して表れてくる。

二つには、制度。社会保障・社会福祉制度と生活困窮者対策・生活保護制度とは制度の仕組み・内容・水準が異なる。また制度・サービスが充実強化されたとしても、それだけで十全に対応できるわけではない。給付・サービスの守備範囲・水準等の差異や制度の狭間にある人の生活保障を行っていかなければならない。

三つには、対人サービス。上述したように生活問題は生活諸場面に表れる傾向にあり、それは、経済的充足だけでは解決しない場合が往々にしてある。また、それは、生活困窮者・貧困者全体および世帯員各人の社会的諸関係にも影響を及ぼす。親族・地域・職域等のネットワークを十分持つことができず地域の中で

孤立し潜在している人たちの存在がある。この場合、社会的諸関係の再構築を地域社会の中で醸成していくことが必要である。対人サービスは関係性を取り結ぶサービスでもある。対人サービスは、人と人、人と制度の関係を取り結ぶ技術であり、生活困窮者・生活保護制度をはじめ各種制度・サービスとのアクセスを積極的に促し結びつけることが大切である。

以上、問題、制度、対人サービスの観点から、生活困窮・貧困状態にある人たちの生活問題の多様性、重層性、広汎性、潜在性といった特徴と多くの生活課題を有していること、制度・サービスのセーフティネットとして生活困窮者対策・生活保護制度が位置づけられること、そのため、人と人、人と制度を結ぶ技術として生活困窮者対策・生活保護制度における対人サービス機能が、問題の発見、解決・緩和を図る有効な機能として必要とされる。

(2) 福祉事務所設置自治体で連携が必要とされる理由

福祉事務所設置自治体は、広く住民に情報提供や相談に当たると共に生活困窮状態・貧困状態にある人・世帯の生活問題・課題を解決・緩和するに当たり、関係機関・団体等と連携し、相談援助・支援活動を行っている。

そこで関わる生活問題・課題は、労働、健康、住宅、教育、家族関係の調整など多岐にわたっており、また、それは、問題・課題の質、内容によって身体的・心理的・社会的・経済的など多様な側面を持っている。さらには、生活困窮者・貧困者個々の世帯の置かれている状況やこれまで営んできた生活との違いや問題・課題の発生の違いにより、個別性・具体性を有している。

そのため、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者・生活保護受給者の生活問題・課題を多面的・重層的・総合的・一体的にとらえていかなければならないと同時に、それぞれの問題・課題に対応していくためにはさまざまな関係機関・団体等と連携しながら相談援助活動を進めていかなければならない。

とりわけ近年において福祉事務所設置自治体が関係機関・団体との連携をこれまで以上に連携をより促進していかなければならない理由として大きくは、次の二つが挙げられる。

一つには、質の側面である。生活困窮者・生活保護受給者の生活問題の多様性・広汎性・重層性・潜在性から判断し、課題解決・軽減を図るために関係機関・団体等との連携が不可欠となっている。

二つには、量の側面である。生活保護の相談・受給者数の増加に伴い業務量が増加傾向にあり現在の人的・業務等体制では対応できない事態になっている。そのため業務の減量化を図る必要がある。

(3) 連携を進める上で考えなければならない範囲

福祉事務所設置自治体と関連機関・団体等の連携を進めていくためには、次の三つの範囲が考えられる。

一つには、福祉各法との連携である。これは、福祉事務所内の各法との連携、福祉事務所外の福祉関係所管課、児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター等の相談機関や社会福祉協議会等の各団体・機関、さらには

保護施設、婦人保護施設をはじめとする福祉施設等サービス供給組織等との連携が挙げられる。

二つには、福祉各法を超えて、関連領域（保健・医療、労働、教育、住宅、司法・警察等との連携です。これは、それぞれの問題・課題に応じ、各領域の関連機関・団体等との連携が考えられる。

三つには、地域との連携である。これは、地域の協力機関である民生・児童委員、町内会・自治会、親族・近隣等のインフォーマルな人たちとの連携が考えられる。

(4) 連携を進めていく上で考えなければならないサービス提供機関・団体

さらには福祉事務所と連携するこれらの領域は、供給主体の観点から見れば、次の四つが考えられる。

一つは、公的部門。これは国・自治体が挙げられる。二つには、インフォーマル部門。これは非営利公的組織である社会福祉法人、NPO等が挙げられる。三つには、ボランティア部門。非営利非公的組織であるボランティア、住民組織等が挙げられる。四つには、市場部門。これは営利セクターである企業が挙げられる。

これらを踏まえて、生活困窮者・生活保護受給者の生活再建に向けては、行政だけでなく、各供給主体の特質を活かし、生活保護受給世帯の生活再建に向けて連携を図っていくことが重要である。

(5) 対象別・課題別

また対象別・課題別に、不登校・引きこもり、児童虐待、DV等の「子ども・女性・家族」、傷病・障害等の「保健・医療」、失業等の「労働」それぞれの領域で考える必要がある。

3 連携を行う上での援助・支援の留意点

(1) 生活困窮者支援業務・生活保護業務の位置づけ

生活保護制度は、最低生活保障と自立助長(=生活再)を図る社会保障制度の基幹をなす制度である。それは、行政の行わなければならない業務(法定受託事務と自治事務)であり、その決定権限は生活保護の実施機関が有しており、そのことを念頭に関連領域との連携を考える必要がある。また新たに制定された生活困窮者自立支援法は、その運営実施主体を基礎自治体=福祉事務所設置自治体(自治体直営)で行うほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能としている。また事業は、必須事業として①自立相談支援事業の実施(地域における多様な生活課題を発見・相談・支援につなげるニーズの発見・相談とアセスメントを行う)②居住確保給付金の支給(離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)の支給を行う)。任意事業として、①就労準備支援事業(就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する)、②一時生活支援事業(住居のない生活困窮者に対して一定期間

宿泊場所や衣食の提供等を行う) ③家計相談支援事業等(家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う) ④学習支援事業他(生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行う)、としている。

(2) 支援のプロセス

その流れは、1)生活困窮者要保護者の発見、2)インテーク、3)アセスメントとプランニング、4)インターベンション、5)モニタリングとエバリュエーション、6)ターミネーションと分けて考えることができる。それぞれの段階においては次のような相談援助・支援活動を行う。

1) 「生活困窮者・要保護者の発見」

福祉事務所設置自治体には、さまざまな形で、生活困窮者・貧困者の相談が持ち込まれてくる。例えば、国民・住民からの通報(電話での連絡・相談)で、衰弱して動けなくなっている高齢者や路上生活者に関する情報を把握することがあるかもしれない。このような通報は、放置したり国民・住民に対応をまかせたりせず、必要に応じてワーカーが出向いたり、協力関係である民生・児童委員の協力を得るなどして、状況確認や緊急対応を速やかに行わなければならない。保健師や医師など保健・医療関係者と連携して、対応することも必要である。

日頃から、生活保護制度や相談窓口について国民・住民に周知しておくとともに、民生・児童委員や町会組織、地域における関係機関との連携調整を密に行い、要保護者を積極的に発見する体制づくりを心がけておくことが大切である。

2) 「インテーク」

インテークの段階は受付面接ともいい、生活困窮者・要保護者における相談援助・支援のプロセスでは、相談を最初に受け止める場面でもある。福祉事務所では、面接を担当するワーカー(面接員、インテークワーカーとも言う)が相談者に対応する。

インテークでは、①不安・緊張の緩和・解消、②信頼関係の確立、③主訴の明確化、④制度の説明、⑤制度・サービスの申請意思の確認と調査への同意を行う。

3) 「アセスメント」「プランニング」

「アセスメント(事前評価)」と「プランニング(援助・支援計画の策定)」は、制度・サービスの申請を受け、決定していく段階である。

4) 「インターベンション」

制度・サービスを実施していく段階にあたるのが、「インターベンション(援助・支援活動の実施)」である。インターベンションのプロセスでは、①生活困窮者・生活保護受給者本人への直接的な働きかけ、②生活困窮者・生活保護受給者を取り巻く環境への働きかけ、③新たな社会資源の創出を行っていく。

5) 「モニタリング」「エバリュエーション」

相談援助・支援の実施状況をモニターし、評価して行く段階が、「モニタリング」と「エバリュエーション(評価)」である。モニタリングのプロセスでは、①援助・支援計画どおり行われているのかの確認、②生活困窮者・生活保護受給者本人・世帯の状況理解、③援助者・支援者側の状況理解を行う。また、エバリュエーションのプロセスでは、モニタリングを踏まえて、①援助・支援活動の評価、②援助・支援課題とプログラムの見直しを行う。

6) 「ターミネーション」

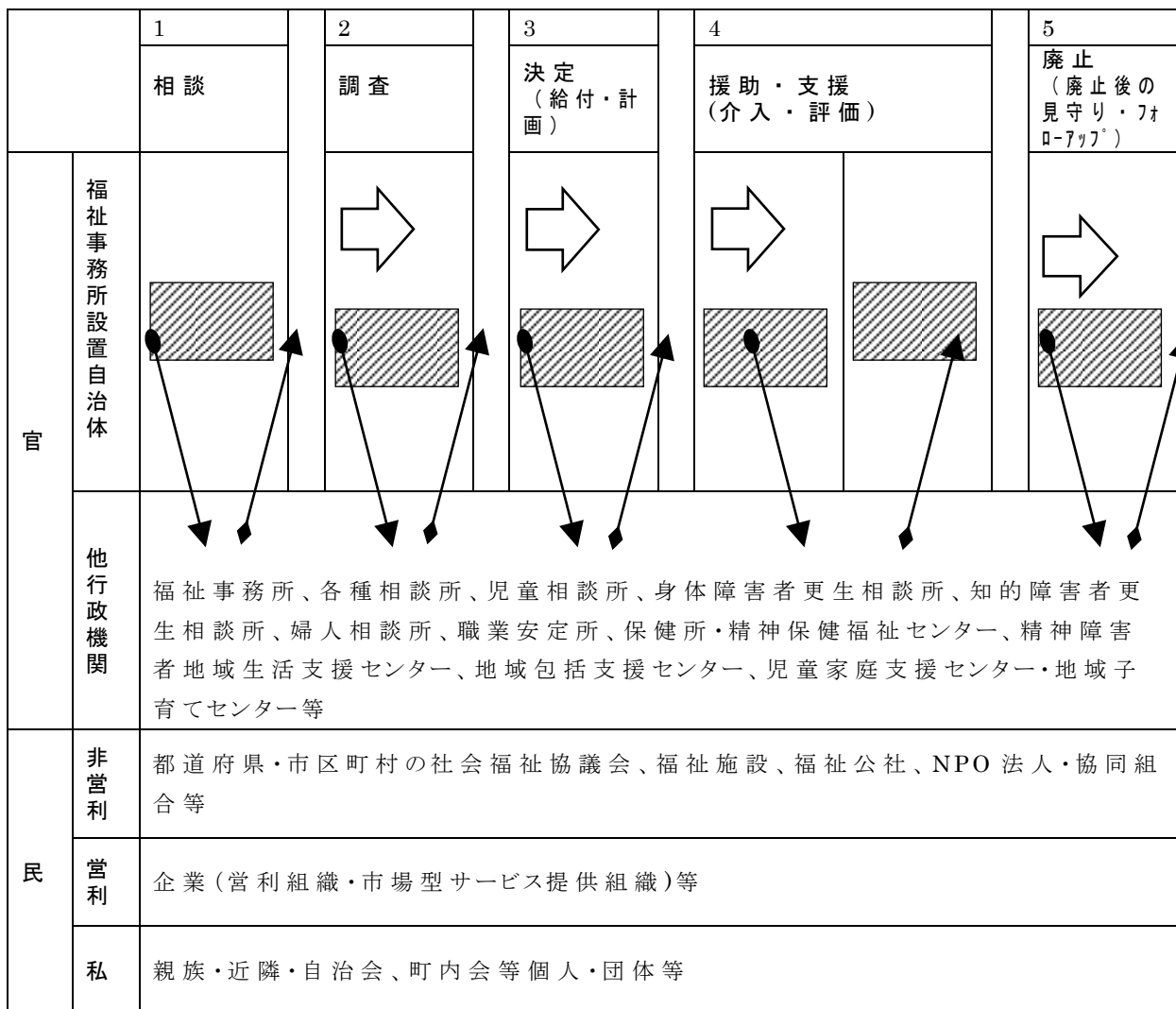
「ターミネーション(終結)」は、制度・サービスを必要としなくなった段階である。終結の段階では、制度・サービスが必要でなくなっても、生活困窮者・生活保護受給者が安定した生活を継続できるように助言し、その後のフォローアップの体制をつくっておくことが求められる。

図 3 各セクターの特質と課題

	経営主体	特質	課題
民	営利—企業	企業の社会的責任 (企業市民) 等	・企業利益と公益性 の調和等
	非営利—NPO —社会福祉法人 —その他(法人等)	・先見性・自発性・ 柔軟性等	・活動を支える基盤 (人・カネ・モノ・ 情報・ノウハウ)
官	行政	・全体性・計画性・ 安定性・継続性等	・統制と裁量の判 断、社会的合意と 財源調達等

(筆者作成)

図 4 相談援助・支援プロセスにおける各供給主体の関わり



(筆者作成)

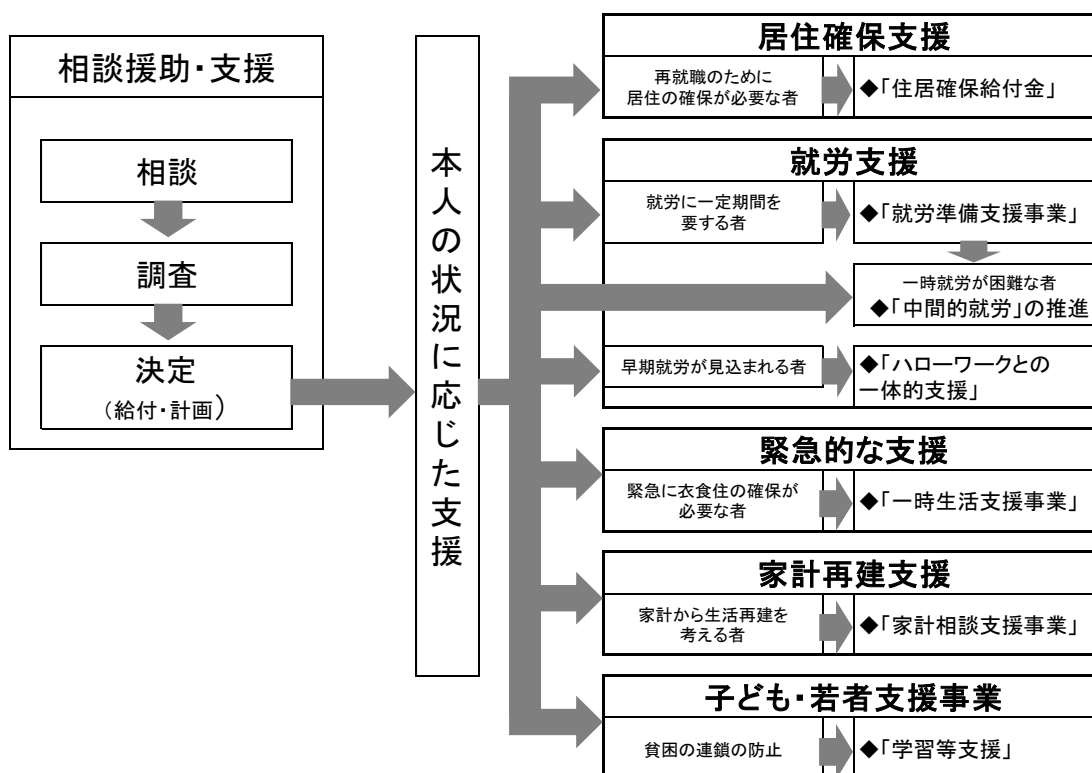
(3) 連携を行う上での前提の留意点

連携に当たっては次のことを前提として押さえておく必要がある。

① 連携を行う各供給主体間における目標の共有化

連携を行う際、当然ながら供給主体(連携先)同士でその機能や専門性は異なる。このことにより、現状の見立てや得られた情報の分析、対象(被保護者)に対するアプローチ方法などに違いが生じることになり、時にスムーズな連携を阻害する要因になり得る。連携を行う際には、このような違いに対して全体的な整合性を取ることで解消を図り、課題を解決していかなければならない。そのためには、どのような連携先とも、その活動における目標を明確にし、共有化しておくことが大切である。またその目標は連携当初だけでなく、都度、確認をしていく必要がある。

図 5



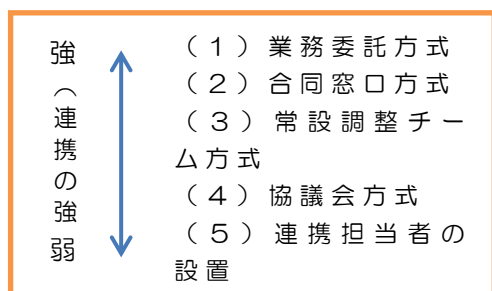
(筆者作成)

②生活困窮者・生活保護受給者のプライバシーへの配慮

生活困窮者対策・生活保護制度という性質上、連携に際しては、生活困窮者・生活保護受給者のプライバシーに十分に配慮する必要があるが、連携をうまく実施し課題解決を目指すためには、それぞれの連携先において、必要十分な個人の情報を有効に活用することが必要である。そのために、個人情報保護のための取扱いを規定するとともに、適正な手続を踏みながら個人情報を支援に活用するためのルール作りが必要となる。外部機関・団体との連携において契約事項等に盛り込むことはもちろんのこと、行政内部においても、個人情報を保護しつつ有効に活用するための対処方針を明確にしておくことが重要である。

(4) 連携の方式

以下に、連携の具体的手法として考えられる方式を示す。
 これら方式については一概にどの方式が好ましいということではなく、下表に示すとおりそれぞれに特徴があるため、連携が必要となる個別業務ごとに、その特徴を考慮し、適切な連携方式を検討・選択していく必要がある。



(1) 業務委託方式

内容	: 業務を外部機関に委託して実施する。事務的業務の一部委託や、自立支援プログラム等専門的支援業務の事業単位での委託が可能。
連携モデル	: Ⅲ 一部アウトソーシング型
連携先(供給主体)	: 社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等
関連するプロセス	: インターベンション
その他特徴等	: まとまった業務単位で委託をすることで、福祉事務所での連携に係る負担は減る。委託先の選定及び進行管理が重要となる。

(2) 合同窓口方式

内容	: 福祉事務所等に、福祉各分野をまたがる合同窓口を設け、支援の内容に応じた適切な対応を実施していく。
連携モデル	: Ⅱ 一部インソーシング型、Ⅲ 一部アウトソーシング型
連携先(供給主体)	: 行政内部(障害・高齢・子ども等生活保護以外の所管部門)、外部機関(社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等)
関連するプロセス	: インテーク、インターベンション
その他特徴等	: 行政内外の複数部門合同で実施するため、体制整備が課題。

(3) 常設調整チーム方式

内容	: 固定の窓口ではなく、各機関・部門による連絡調整を目的とした常設チームを設置する。
連携モデル	: II 一部インソーシング型
連携先（供給主体）	: 行政内部、他の行政機関、外部機関等
関連するプロセス	: インテーク、プランニング、インターベンション、エバリュエーション
その他特徴等	: 現場レベルでのスムーズな初動が可能だが、連携する案件そのものについては個別に連絡調整が必要。

(4) 協議会方式

内容	: 福祉事務所及び連携先機関（各供給主体）の代表者を構成委員とした協議会を設け、連携に関する事項についての合意や連絡調整を図る。
連携モデル	: II 一部インソーシング型、III 一部アウトソーシング型
連携先（供給主体）	: 行政内部、他の行政機関、外部機関等
関連するプロセス	: インテーク、プランニング、インターベンション、エバリュエーション
その他特徴等	: 関係機関の間での合意や調整ができるが、実際の対応は個別に行うため、現場レベルではさらに別途連携をしなければならない。

(5) 連携担当者（窓口）の設置

内容	: 連携先機関ごとに担当者（窓口）を設け、連携が必要な際には当該担当者を通じて連絡調整を行う。
連携モデル	: II 一部インソーシング型
連携先（供給主体）	: 行政内部、他の行政機関、外部機関等
関連するプロセス	: インテーク、プランニング、インターベンション、エバリュエーション
その他特徴等	: 担当者を通じた連絡等が可能だが、それ以外は都度の個別調整が必要。

(6) 個別課題ごとの連携

内容	: 個別発生する課題ごとに、当該相手先と連携を図るもの。
連携モデル	: II 一部インソーシング型
連携先（供給主体）	: 行政内部、他の行政機関、外部機関等
関連するプロセス	: インテーク、プランニング、インターベンション、エバリュエーション
その他特徴等	: 個別課題ごとに、担当者の選定を含めた調整が必要。

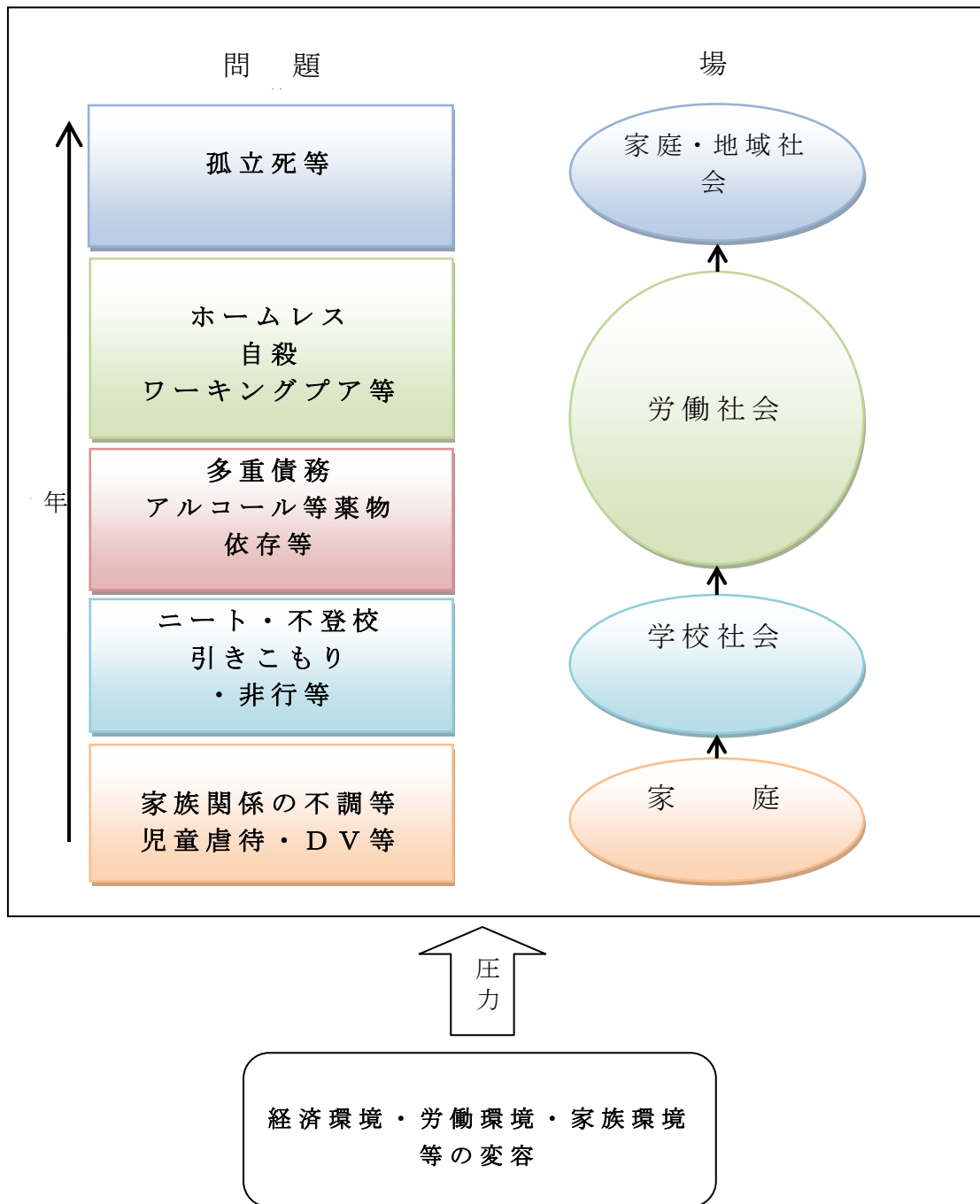
Ⅲ 今後に向けて

生活保護業務の固有性を考えるならば、生活保護の決定実施と生活再建に向けた全体の進行管理を行う業務は、生活保護の実施機関の業務と位置付けることが重要である。またその全体の進行管理を行う上で、インソーシング、アウトソーシングを行う人、場、業務について進行管理が行える全体をマネージできる専門性を有する職員、組織であることが前提となる。そうしなければ、単なる事務的な進行管理となり、最低生活保障と生活再建に向けた専門的支援がどこまでできているか、その評価はできない。

生活困窮者支援において生活困窮者の生活再建、地域生活を考えるならば、ボランティアな団体等を含めて連携していくことが今後ますます望まれる。たとえば、子ども・若者支援、就労支援、療育支援などは、それぞれ学校社会、労働社会、地域社会のなかでどのように見守り、支援、フォローしていくのか、考えていく必要がある。

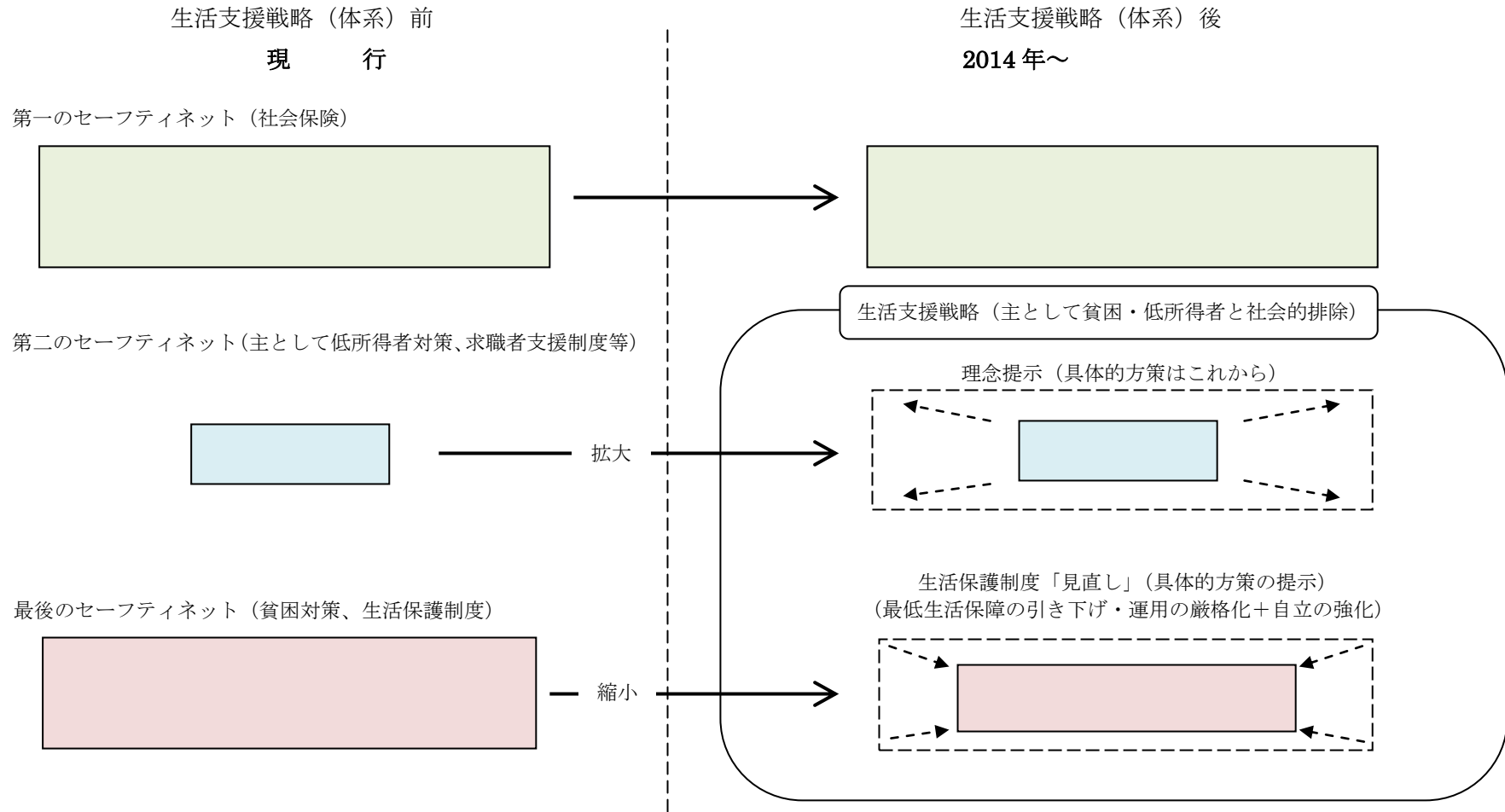
生活困窮者自立支援法制定、生活保護法改正を契機に改めて自治体・地域のなかに生活困窮者・貧困層の地域におけるセーフティネットに向けた新たなシステムの構築（考え方/制度的仕組み・体制・方法）が求められていると言えるだろう。

図 1 貧困・低所得問題と社会的排除の態様



筆者作成

図2 生活支援戦略（体系）施行による変化



（筆者作成）

参考文献

- 公益財団法人日本都市センター（2014）「生活困窮者自立支援・生活保護に関する都市自治体の役割と地域社会との連携」公益財団法人日本都市センター．
- 岡部卓（2013）「生活困窮自立支援法と生活保護法改正」『ガバナンス』No.151（pp. 18-20）ぎょうせい．
- 岡部卓（2013）「現代の貧困に社会保障はどう立ち向かっているか」『住民と自治12』（pp. 12-15）自治体問題研究所．
- 岡部卓（2014）「つながりを求める社会」『住民行政の窓』（pp. 2-9）日本加除出版．
- 岡部卓（2014）「生活困窮者支援—福祉事務所と関係機関・団体との連携—」『生活と福祉』No. 696（pp. 22-25）全国社会福祉協議会．

2014年8月22日

第17回都市政策研究交流会

「多様な連携による総合的な生活困窮者支援」

無断転載、複製および転訳載を禁止します。
引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This paper is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this paper requires indication of the source.